

「指定計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援を提供します。利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示	6
10. 事故発生時の対応方法について	6
11. 虐待防止について	6
12. 苦情等の受付について	6

社会福祉法人 小麦の家福祉会
(相談支援センター小麦の家)

当事業所は伊万里市の指定を受けています。

事業所番号 第4131300388号(指定特定)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 小麦の家福祉会
所在地	佐賀県伊万里市東山代町里字蕨野359番地4
電話番号	0955-28-2386
代表者氏名	理事長 片岡 洋子
設立年月	平成26年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成27年10月1日指定 第4131300388号
事業の目的	指定計画相談支援事業の提供
事業所の名称	相談支援センター 小麦の家
事業所の所在地	佐賀県伊万里市東山代町里字蕨野359番地4
電話番号	0955-28-2386
FAX 番号	0955-28-2387
管理者氏名	(職名)センター長 片岡 洋子
事業所の運営方針 について	利用者または利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。 また、利用者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことが出来るように配慮して支援を行います。
開設年月	平成27年10月1日
事業所が行なっている他の業務	指定障害福祉サービス(就労継続支援B型) 平成26年4月1日指定 第4111300358号

3. 事業実施地域

伊万里市及び有田町

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	月～金 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時30分

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	0.5名	1名	管理監督業務
相談支援専門員	2名	名	0.6名	1名	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・サービス等利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

相談支援専門員は利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ>

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

② サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤ ④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥ 支給決定及び給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・相談支援専門員は、福祉サービス等の利用状況と実績等を確認し、必要に応じて利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者負担上限額の管理が必要な方については、指定障害福祉サービス等の利用者負担合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

- ・利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が、計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、計画相談支援給付費をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と領収書を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

- ・通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を徴収いたします。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

(1) 事業所から、1キロメートルあたり10円

③利用料金のお支払方法

- ・前記①②の費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 事業所での現金支払

イ. 下記指定口座への振込み

佐賀銀行 楠久出張所 普通預金 3005704

口座名義 社会福祉法人小麦の家福祉会 理事 片岡洋子

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

- ・相談支援専門員は身分証を携行し、利用者・家族から求められた時はこれを提示します。
- ・相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写量などの諸費用は、利用者の負担となります。)保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 利用者からの苦情内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	8：30～17：30（平日）
----------	----------------

10. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】理事長 片岡 洋子
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

受付担当者	相談支援専門員 相川由香	
解決責任者	理事長 片岡洋子	
受付時間	午前8時30分～午後5時30分	
連絡先	TEL：0955-28-2386	FAX：0955-28-2387

第三者委員会	東山代町 574 番地 3 西田 幸子	TEL 0955-28-3590
	東山代町里 342 番地 1 金子 博美	TEL 0955-28-0900

(2) 関係機関相談窓口

伊万里市福祉課社会福祉係	伊万里市立花町 1355-1 (伊万里市役所内) TEL 0955-23-2156
有田町健康福祉課	西松浦郡有田町南原甲 664-4 (有田町福祉保健センター内) TEL 0955-43-2237
佐賀県障害福祉課	佐賀市城内 1-1-59 (佐賀県庁内) TEL 0952-25-7064
佐賀県運営適正化委員会	佐賀市鬼丸町 7-18 (佐賀県社会福祉会館内) TEL 0952-23-2151

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族又は後見人等)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

所在地 〒849-4282

佐賀県伊万里市東山代町里字蕨野359番地4

社会福祉法人 小麦の家福祉会

理事長 片岡洋子 印

説明者 相談支援センター小麦の家

職名 氏名 印